



埼玉県報

第 2 5 3 0 号
平成 2 5 年 9 月 2 7 日
金 曜 日

目 次

規則

- [埼玉県警察組織規則の一部を改正する規則\(広報課\)](#)

管理規程

- [埼玉県病院局組織規程の一部を改正する規程\(経営管理課\)](#)
- [埼玉県病院局職員給与規程の一部を改正する規程\(経営管理課\)](#)

告示

- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(県央地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(北部地域振興センター\)](#)
- [埼玉県川口地方庁舎ほか23施設で使用する電気に関する入札公告\(管財課\)](#)
- [業務システム運用サポート業務及び旅費システム代行入力等業務委託に関する入札公告\(総務事務センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(共助社会づくり課\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(共助社会づくり課\)](#)
- [特定非営利活動法人の仮認定に係る公示\(共助社会づくり課\)](#)
- [平成25年9月16日に発生した台風第18号災害に係る被災者生活支援法の適用に関する告示\(消防防災課\)](#)
- [平成25年9月16日に発生した台風第18号災害に係る災害救助法の適用に関する告示\(消防防災課\)](#)
- [平成25年9月2日に発生した竜巻災害に係る災害救助法の適用に関する告示\(消防防災課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による介護機関の指定\(社会福祉課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更の届出\(社会福祉課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止の届出\(社会福祉課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の休止の届出\(社会福祉課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の再開の届出\(社会福祉課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による医療機関及び施術者の指定\(社会福祉課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の変更の届出\(社会福祉課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止の届出\(社会福祉課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の辞退の届出\(社会福祉課\)](#)
- [身体障害者福祉法第15条の医師の指定\(障害者福祉推進課\)](#)
- [身体障害者福祉法第15条の医師の指定の辞退\(障害者福祉推進課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [富士見都市計画事業駒林土地区画整理事業の定款変更\(第3回\)\(市街地整備課\)](#)
- [県道久喜騎西線の区域の変更\(行田県土整備事務所\)](#)
- [県道久喜騎西線の供用の開始\(行田県土整備事務所\)](#)
- [県道加須菖蒲線の区域の変更\(行田県土整備事務所\)](#)
- [県道加須菖蒲線の供用の開始\(行田県土整備事務所\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)

- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [公告対象区域内における同一敷地内建築物以外の建築物の認定\(熊谷建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [ガスクロマトグラフ質量分析装置等分析機器6台の賃貸借に関する入札公告\(水道管理課\)](#)
- [生化学自動分析装置賃貸借及び生化学自動分析装置用検査試薬の調達に関する落札者等の公示\(経営管理課\)](#)
- [自動血球分析装置賃貸借及び自動血球分析装置用検査試薬の調達に関する落札者等の公示\(経営管理課\)](#)
- [埼玉県立がんセンターの生理検査・検査総合受付システムの調達に関する落札者等の公示\(経営管理課\)](#)
- [埼玉県立循環器・呼吸器病センターの3T MRI装置の調達に関する落札者等の公示\(経営管理課\)](#)
- [埼玉県立がんセンター新病院の診療材料キャビネットの調達に関する落札者等の公示\(経営管理課\)](#)
- [埼玉県立がんセンター新病院の内視鏡手術統合管理システム\(その2\)の調達に関する落札者等の公示\(経営管理課\)](#)
- [埼玉県立がんセンター新病院の医療情報システム機器の調達に関する落札者等の公示\(経営管理課\)](#)
- [埼玉県立小児医療センターのX線撮影システムの調達に関する落札者等の公示\(経営管理課\)](#)
- [不在者投票を行うことができる施設の指定\(選挙管理委員会\)](#)

規 則

埼玉県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 9月27日

埼玉県公安委員会委員長 上 岡 悦 子

埼玉県公安委員会規則第7号

埼玉県警察組織規則の一部を改正する規則

埼玉県警察組織規則（昭和50年埼玉県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第17条第11号中「関すること」の次に「（広報課の所掌に属するものを除く。）」を加える。

第53条の3第2項各号を次のように改める。

- (1) 広聴に関する企画及び調整に関すること。
- (2) 苦情、警察安全相談等（専門的な知識等を要する相談を除く。）の受理及び管理に関すること。

附 則

この規則は、平成25年10月1日から施行する。

管理規程

埼玉県病院事業管理規程第十号

埼玉県病院局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十五年九月二十七日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

埼玉県病院局組織規程の一部を改正する規程

埼玉県病院局組織規程（平成十四年埼玉県病院事業管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項の表のがんセンターの項中、「デイケア部長」を「通院治療部長」に改める。

附 則

この規程は、平成二十五年十月一日から施行する。

管理規程

埼玉県病院事業管理規程第十一号

埼玉県病院局職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十五年九月二十七日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

埼玉県病院局職員給与規程の一部を改正する規程

埼玉県病院局職員給与規程（平成十四年埼玉県病院事業管理規程第六号）の一部を次のように改正する。

別表第六イの病院の部がんセンターの項及び別表第九職の欄中「デイケア部長」を「通院治療部長」に改める。

附 則

この規程は、平成二十五年十月一日から施行する。

告 示

埼玉県告示第千二百六十号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県県央地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十五年九月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十五年九月十八日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人あい
- 三 代表者の氏名
齋藤 まゆみ
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県北足立郡伊奈町大字小針新宿三百六十三番地
- 五 定款に記載された目的
この法人は、障害者及び高齢者に対し、地域で自立した生活を営んでいくために必要な事業を行うとともに、福祉及び介護に関する啓発活動並びに教育研修事業を行い、人に優しい地域社会を創造することで福祉の増進に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千二百六十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県北部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十五年九月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十五年九月十七日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人W I S H

三 代表者の氏名

齋藤 勤治

四 主たる事務所の所在地

埼玉県熊谷市本町一丁目百八十番地一

五 定款に記載された目的

この法人は、地球市民全体が心豊かに平和に暮らしていける為に、人権を擁護し、不登校の青少年、援助の必要な高齢者、障害者、子育て中の者、日本に住む外国人、その他手助けを必要とする人々に対し、福祉の増進、環境の整備、教育の発展を図り公益の増進に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千三百六十二号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十五年九月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び予定数量

埼玉県川口地方庁舎ほか23施設で使用する電気 予定使用電力量6,259,669
キロワット時

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 供給期間

平成25年12月1日(日)から平成26年11月30日(日)まで

(4) 需要場所

埼玉県川口地方庁舎ほか23施設

(5) 入札方法

入札金額は、各入札者において設定する契約電力に対する単価(kW単価(小数点以下を含むことができる。))。同一月においては単一のものとする。)及び使用電力量に対する単価(kWh単価(小数点以下を含むことができる。))。同一月においては単一のものとする。)を根拠とし、県が提示する契約電力及び予定使用電力量の対価とする。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 国又は地方公共団体において電力調達の契約に係る指名停止等の措置を受けていない者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第3条第1項の許可(同条第2項の一

般電気事業の許可に限る。)を受けている者又は同法第16条の2第1項の規定により特定規模電気事業の届出を行っている者であること。

- (6) 上記1(1)の予定使用電力量の供給ができる能力を有する者であること。
- (7) その他入札説明書に記載する基準を満たす者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部管財課電気施設担当 鈴木 電話048-830-2613(直通)

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

この公告の日から平成25年10月11日(金)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前10時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)に上記(1)の交付場所において交付する。

- (3) 入札・開札の場所及び日時

埼玉県職員会館地下1階B01会議室 平成25年11月6日(水)午前10時

- (4) 郵便による場合の入札書の宛先及び受領期限

埼玉県総務部管財課電気施設担当 平成25年11月5日(火)午後4時
なお、書留郵便によること。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

- (3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を

上記 3 (1)の提出場所に平成25年10月15日（火）午後 4 時まで提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の商品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年埼玉県規則第106号）第 9 条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から15日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(9) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of Services Required:

Electricity for use at the Saitama Prefectural Government Kawaguchi Branch Office including other 23 facilities of the premises of the Government Office (estimated kw/h: 6,259,669 kw/h).

(2) Deadline for Submissions:

By registered mail: 4:00 p.m., November 5, 2013

(3) Contact Information:

Public Property Management Division, General Affairs Department,
Saitama Prefectural Government

Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi 330-9301

Tel. 048-830-2613

告 示

埼玉県告示第千三百六十二号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり
一般競争入札に付する。

平成二十五年九月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

業務システム運用サポート業務及び旅費システム代行入力等業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成25年12月1日(日)から平成28年12月31日(土)まで。ただし、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 履行場所

埼玉県総務部総務事務センター所長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総額を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示(平成24年埼玉県告示第1086号)に基づき、業種区分「電子計算に関する業務」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

- (5) I S M S 認証又はプライバシーマークの認定を受けている者であること。
- (6) 国、都道府県又は政令指定都市から本件業務と類似の業務を過去2年の間に請け負い、誠実に履行した実績のある者であること。
- (7) 埼玉県の県税に係る徴収金に滞納がないこと。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部総務事務センター財務・旅費システム担当 京谷、藤井 電話048-830-2377(直通)

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「発注情報等の閲覧」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること。)

- (3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成25年11月8日(金)正午まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成25年11月7日(木)午後5時まで

なお、郵送の場合は、書留郵便によること。

- (4) 開札の場所及び日時

埼玉県総務部総務事務センター 平成25年11月8日(金)午後2時

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成25年10月21日（月）午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 低入札価格調査制度に係る調査基準価格

設定する（調査基準価格未満の入札があった場合は、調査の上、当該入札を行った者を落札者とするか否かを決定する。）。

(8) 手続における交渉の有無

無

(9) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成25年10月21日（月）午後5時までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））へ提出すること。

(10) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な請求書を受理した日から30日以内に委託料を受注者に支払うものとする。

(11) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature of Services Required:

Operational support for the Saitama Prefectural Business System and data entry for the Saitama Prefectural Official Travel Expense System from December 1, 2013 to December 31, 2016.

(2) Deadline for Submissions:

By registered mail or in person: 5:00 p.m., November 7, 2013.

By the electronic bidding system: 12:00 noon, November 8, 2013.

(3) Contact Information:

Financial Accounting and Official Travel Expense Systems Group
Computerized Administration Center, Department of General Affairs
Saitama Prefectural Government
Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, 330-9301
Ph. 048-830-2377

告 示

埼玉県告示第千二百六十四号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二週間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県県央地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十五年九月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十五年九月十三日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 H a n d P r o j e c t

三 代表者の氏名

原 田 祐 一

四 主たる事務所の所在地

埼玉県上尾市西宮下二丁目四百三十二番地一アムールB 二

五 定款に記載された目的

（変更前）この法人は、広く一般市民に対して、家庭内・対人関係等におけるトラブルについての無料での相談・支援に関する事業、多重債務者及び犯罪・家庭内暴力被害者等に対しての無料での相談・支援に関する事業を行い、消費者の保護と地域社会の福祉の増進を図り、広く公益に寄与することを目的とする。

（変更後）この法人は、主に障がい者、高齢者、被災者、社会起業家に関する支援事業を行うと共に、若年層への社会貢献活動の参加推進の窓口として機能させ、広く公益に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千二百六十五号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二週間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十五年九月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十五年九月十七日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人国民生活向上委員会

三 代表者の氏名

星 野 辰 昭

四 主たる事務所の所在地

埼玉県狭山市東三ツ木七番地の三

五 定款に記載された目的

この法人は、一般市民に対して、資源の循環と効果的活用による無駄の排除と、資源の効果的利用による健康推進、日々の生活に関する法律知識の向上と救済及び高齢者や障害を持つ人が日常生活を当たり前に送ることができるよう支援する事業を行うことにより、豊かな生活の向上に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千三百六十六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第五十九条の規定により、次の特定非営利活動法人を仮認定したので、同法第六十二条において準用する第四十九条第二項の規定により公示する。

平成二十五年九月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

特定非営利活動法人キャンパー

二 代表者の氏名

飯 田 芳 幸

三 主たる事務所の所在地

埼玉県行田市北河原七百五番地

四 当該仮認定の有効期間

平成二十五年九月二十七日から平成二十八年九月二十六日まで

告 示

埼玉県告示第千三百六十七号

平成二十五年九月十六日、熊谷市の区域内において発生した台風第十八号による災害を被災者生活再建支援法（平成十年法律第六十六号）の対象となる自然災害とする。

平成二十五年九月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千三百六十八号

平成二十五年九月十六日の台風第十八号による災害に関し、同日から熊谷市の区域内において災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）による救助を実施する。

平成二十五年九月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千三百六十九号

平成二十五年九月二日の竜巻による災害に関し、同日から越谷市及び松伏町の区域内において災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）による救助を実施する。

平成二十五年九月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千三百七十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための居宅介護等及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護等を担当する介護機関として、次の者を指定した。

平成二十五年九月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

名 称	所 在 地	開 設 者 名	サ ー ビ ス の 種 類	指 定 年 月 日
医療法人社団 堀ノ内クリニック	新 座 市 堀 ノ 内 3 - 1 - 1 3	医療法人社団 堀ノ内クリニック	居 宅 療 養 管 理 指 導	平成 25 年 7 月 1 日
			介 護 予 防 居 宅 療 養 管 理 指 導	
居宅介護支援センター スマイルパートナー	児 玉 郡 神 川 町 元 阿 保 7 7 8 - 1	株式会社サンフォレスト	居 宅 介 護 支 援	平成 25 年 7 月 1 日
アシストハウス 深谷	深 谷 市 東 方 町 2 - 1 5 - 3	有限会社アシストハウス	認 知 症 対 応 型 共 同 生 活 介 護	平成 25 年 5 月 22 日
			介 護 予 防 認 知 症 対 応 型 共 同 生 活 介 護	
訪問介護事業所 にこりん	北 葛 飾 郡 松 伏 町 松 伏 2 4 3 2 - 1	株式会社リライアブルパーソンズ	訪 問 介 護	平成 25 年 9 月 1 日
			介 護 予 防 訪 問 介 護	
しらゆり薬局	狭 山 市 南 入 曽 4 0 2 - 1	有限会社彩希	居 宅 療 養 管 理 指 導	平成 25 年 8 月 19 日
			介 護 予 防 居 宅 療 養 管 理 指 導	
うぐいすの森デイサービスセンター	大 里 郡 寄 居 町 桜 沢 3 5 7 3 - 1	有限会社河貝子	通 所 介 護	平成 25 年 7 月 1 日
			介 護 予 防 通 所 介 護	
けあビジョン 志木	志 木 市 本 町 6 - 2 3 - 2 2 オ リ ー ブ ハ ウ ス 1 0 4	株式会社ビジュアルビジョン	訪 問 介 護	平成 24 年 12 月 1 日
			介 護 予 防 訪 問 介 護	
あやクリニック 志木	志 木 市 中 宗 岡 1 - 1 9 - 5 1	医療法人社団思誠会	居 宅 療 養 管 理 指 導	平成 25 年 9 月 1 日
			介 護 予 防 居 宅 療 養 管 理 指 導	
新 田 ク リ ニ ッ ク	戸 田 市 喜 沢 南 2 - 7 - 1 4	新 田 昭 彦	訪 問 看 護	平成 25 年 8 月 2 日
			居 宅 療 養 管 理 指 導	
			介 護 予 防 訪 問 看 護	

			介護予防居宅療養管理指導	
デイサービスとよの里	深谷市新戒字原口1252-1	株式会社エムプロジェクト	通所介護	平成25年3月1日
			介護予防通所介護	
ケアセンターとよの里	深谷市西島5-10-12	株式会社エムプロジェクト	訪問介護	平成24年12月1日
			介護予防訪問介護	
デイサービスふくろうの森	川口市坂下町4-2-1	株式会社オウルフォレスト	通所介護	平成25年8月1日
			介護予防通所介護	
明倫堂薬局	川口市三ツ和1-27-9	イントロン株式会社	居宅療養管理指導	平成25年7月1日
			介護予防居宅療養管理指導	
ライフパートナー川口	川口市安行原62-3	有限会社ネクストライフ	特定施設入居者生活介護	平成25年9月1日
			介護予防特定施設入居者生活介護	
特別養護老人ホーム悠久の栖	川口市道合字八本木937-1	社会福祉法人寿星会	短期入所生活介護	平成25年9月1日
			介護老人福祉施設	
			介護予防短期入所生活介護	
地域密着型特別養護老人ホーム悠久の栖	川口市道合字八本木937-1	社会福祉法人寿星会	地域密着型介護老人福祉施設	平成25年9月1日
居宅介護支援事業所あおぞら中央	川口市柳崎3-6-25ハynesU101	医療法人青木会	居宅介護支援	平成25年9月1日
訪問介護事業所あおぞら中央	川口市柳崎3-6-25ハynesU101	医療法人青木会	訪問介護	平成25年9月1日
			介護予防訪問介護	
アスモイ-ケア	朝霞市栄町4-5-6	株式会社アスモイ-ケア	訪問介護	平成25年3月1日

			介護予防訪問介護	
訪問リハビリテーション・ケアライフ朝霞	朝霞市溝沼 2 - 4 - 1 0	医療法人山柳会	訪問リハビリテーション 介護予防訪問リハビリテーション	平成 25 年 8 月 1 日
社会福祉法人人間福祉会 デイサービスセンター虹	人間市扇台 4 - 5 - 1 9	社会福祉法人人間福祉会	通所介護 介護予防通所介護	平成 25 年 8 月 8 日
北上尾スマイル薬局	上尾市上 2 8 0 - 4	株式会社リバーサル	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	平成 25 年 9 月 1 日
アイアークス訪問看護ステーション・北本	北本市本町 4 - 2 2 - 1	株式会社アイアークス北本	訪問看護 介護予防訪問看護	平成 25 年 8 月 1 日
ベル訪問介護ステーション	本庄市児玉町八幡山 2 7 4 - 1	医療法人鈴木外科病院(社団)	訪問介護 介護予防訪問介護	平成 25 年 9 月 1 日
ベル居宅介護支援事業所	本庄市児玉町八幡山 2 7 4 - 1	医療法人鈴木外科病院(社団)	居宅介護支援	平成 25 年 9 月 1 日
ベルデイサービスセンター	本庄市児玉町八幡山 2 7 4 - 1	医療法人鈴木外科病院(社団)	通所介護 介護予防通所介護	平成 25 年 9 月 1 日
居宅介護支援事業所さくらんぼ	加須市割目 3 9 6 - 1	有限会社国内旅行センター	居宅介護支援	平成 25 年 8 月 1 日
訪問介護事業所さくらんぼ	加須市割目 3 9 6 - 1	有限会社国内旅行センター	訪問介護 介護予防訪問介護	平成 25 年 8 月 1 日
スギ薬局東みずほ台店	富士見市東みずほ台 2 - 6 - 4	株式会社スギ薬局	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	平成 25 年 9 月 1 日

デイサービス純誠会 がもう	越谷市蒲生西町1-8-53ウエストビル1階	株式会社純誠会	通所介護	平成25年8月1日
			介護予防通所介護	
居宅介護ケアサービスたんぽぽ	越谷市東越谷2-3-17ジュネパレス越谷第6 205	ライフ総合ケアサービス有限会社	居宅介護支援	平成25年9月1日
医療法人社団白報会 デイサービスセンターすずらん	所沢市下富946-2	医療法人社団白報会	通所介護	平成25年8月1日
			介護予防通所介護	
レッツ倶楽部・たかさか	東松山市元宿1-16-11	リハコンテンツ株式会社	通所介護	平成25年9月1日
			介護予防通所介護	
はるな	熊谷市大原2-2-35	株式会社はるな	訪問介護	平成25年7月1日
			介護予防訪問介護	
くまがやコアラ	熊谷市上之2049-16	特定非営利活動法人くまがやコアラ	訪問介護	平成25年9月1日
ジョイリハ深谷	熊谷市新堀新田字中山614-1	有限会社クラブハウスカゴハラ	通所介護	平成25年9月1日
			介護予防通所介護	
訪問介護まごの手	熊谷市石原185-3	特定非営利活動法人日本福祉ネットワーク	訪問介護	平成25年9月1日
			介護予防訪問介護	
訪問介護事業所 菜々の郷	新座市馬場1-9-23	社会福祉法人新座福祉会	訪問介護	平成25年7月1日
			介護予防訪問介護	
デイサービス隣家	新座市大和田1-12-15フラワーハイツ101	株式会社隣家	通所介護	平成25年9月1日
			介護予防通所介護	
あずみ苑 グランデ草加	草加市新善町502	株式会社レオパレス21	訪問入浴介護	平成25年9月1日

			介護予防訪問入浴介護	
やっかりハビリデイサービス	草加市谷塚町828-12-101コトブキハイツ	有限会社リハサポート	通所介護	平成25年8月1日
			介護予防通所介護	
社会医療法人至仁会 フィットリ八陽 西所沢	所沢市久米1289-12	社会医療法人至仁会	介護予防通所介護	平成25年8月1日
明倫堂薬局草加	草加市栄町2-1-32ストークそうか式番館1階	イントロン株式会社	居宅療養管理指導	平成25年10月1日
			介護予防居宅療養管理指導	
ホームヘルプアロハ	狭山市入間川3-16-21	株式会社K&Y	訪問介護	平成25年9月6日
			介護予防訪問介護	
まごころホーム樋堀	春日部市樋堀225-5	株式会社東武ライフサービス	通所介護	平成25年5月1日
			介護予防通所介護	
ケアプラン陽気な鶴さん	入間郡毛呂山町西戸839-1	にこにこハート株式会社	居宅介護支援	平成25年8月1日
おごせ薬局	入間郡越生町越生東2-7-25	小林 知嘉子	居宅療養管理指導	平成25年9月1日
			介護予防居宅療養管理指導	
ポラリス株式会社デイサービスセンターポラリス	比企郡鳩山町石坂1515-273	ポラリス株式会社	通所介護	平成25年7月1日
			居宅介護支援	
			介護予防通所介護	
GENKINEXT入間下藤沢	入間市下藤沢470	株式会社Blia	通所介護	平成25年3月1日
			介護予防通所介護	

告 示

埼玉県告示第千二百七十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を含む。）から、次のとおり変更の届出があつた。

平成二十五年九月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

名 称	変更事項	変 更 前	変 更 後	機 関 種 別 名
福 祉 の ニ ッ カ	所 在 地	三郷市早稲田 8 - 2 5 - 6	三郷市早稲田 3 - 8 - 1	介 護 予 防 福 祉 用 具 貸 与
				特 定 介 護 予 防 福 祉 用 具 販 売
				福 祉 用 具 貸 与
				特 定 福 祉 用 具 販 売
大 和 田 訪 問 介 護 事 業 所	所 在 地	和光市丸山台 1-8-11 フジハイネス 103	新座市大和田 5-10-3 ラ・パレット 1階	介 護 予 防 訪 問 介 護
				訪 問 介 護
	名 称	わこう訪問介護事業所	大 和 田 訪 問 介 護 事 業 所	訪 問 介 護
				介 護 予 防 訪 問 介 護
福 祉 N P O グループみずほ	所 在 地	富士見市西みずほ台 3 - 2 - 11 姫ビル 202	富士見市西みずほ台 3 - 3 - 11 ハイツみずほ台 104	介 護 予 防 訪 問 介 護
				居 宅 介 護 支 援
				訪 問 介 護
あ っ た か 介 護	所 在 地	川口市幸町 3 - 1 0 - 1	川口市幸町 2 - 9 - 1 1 丸共ビル 3階	介 護 予 防 訪 問 介 護
				居 宅 介 護 支 援
				訪 問 介 護
医 療 法 人 社 団 ききょう 会 伊 奈 クリニック	所 在 地	北足立郡伊奈町小室 3 7 5 - 2 - 3 0 1	上尾市瓦葺 1 9 0 2 - 1	介 護 予 防 居 宅 療 養 管 理 指 導
				居 宅 療 養 管 理 指 導
ア ッ プ ル こ だ ま デ ィ サ ー ビ ス セ ン タ ー	所 在 地	本庄市児玉町長沖 3 0 7 - 2	本庄市児玉町児玉南 2 - 1 1 - 6	通 所 介 護
				介 護 予 防 通 所 介 護

ふるさとホーム朝霞	所在地	朝霞市根岸台7-857-1	朝霞市根岸台7-42-18	介護予防特定施設入居者生活介護 特定施設入居者生活介護
-----------	-----	---------------	---------------	--------------------------------

告 示

埼玉県告示第千三百七十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を含む。）から、次のとおり廃止の届出があつた。

平成二十五年九月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

名 称	所 在 地	サ ー ビ ス の 種 類	廃 止 年 月 日
クラフトさくら薬局 狭山店	狭 山 市 祇 園 1 7 - 2 6	居 宅 療 養 管 理 指 導	平成 22 年 3 月 31 日
		介 護 予 防 居 宅 療 養 管 理 指 導	
吉川中央訪問看護ステーション	吉川市平沼101-13カーサ・コンコルディア101	訪 問 看 護	平成 25 年 8 月 31 日
		介 護 予 防 訪 問 看 護	
デイハウス なでしこ	草 加 市 柿 木 町 1 3 9 1	通 所 介 護	平成 25 年 9 月 11 日
デイサービスセンター ポラリス	比 企 郡 鳩 山 町 石 坂 1 5 1 5 - 2 7 3	通 所 介 護	平成 25 年 6 月 30 日
		介 護 予 防 通 所 介 護	

告 示

埼玉県告示第千三百七十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を含む。）から、次のとおり休止の届出があつた。

平成二十五年九月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

名 称	所 在 地	サ ー ビ ス の 種 類	開 設 者 名	休 止 年 月 日
アースサポート上尾	上尾市中妻2-16-8	訪 問 介 護	アースサポート株式会社	平成25年10月1日
		介 護 予 防 訪 問 介 護		
		訪 問 入 浴 介 護		
		介 護 予 防 訪 問 入 浴 介 護		
訪問看護ステーション ポラリス	朝霞市本町1-34-1 ボンビラージュ113	訪 問 看 護	株式会社ホームコム	平成25年8月31日
		介 護 予 防 訪 問 看 護		

告 示

埼玉県告示第千二百七十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を含む。）から、次のとおり再開の届出があつた。

平成二十五年九月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

名 称	所 在 地	サ ー ビ ス の 種 類	再 開 年 月 日
ケ ア プ ラ ン ひ か り	三 郷 市 上 彦 名 5 9 5 - 1	居 宅 介 護 支 援	平 成 2 5 年 9 月 1 日

告 示

埼玉県告示第千二百七十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条（同法第五十五条において準用する場合を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条（同法第五十五条において準用する場合を含む。）の規定による医療支援給付のための医療を担当する医療機関又は施術を担当する施術者として、次の者を指定した。

平成二十五年九月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 指定医療機関

名 称	開 設 者	所 在 地	指 定 年 月 日
ダイアン・いこ皮ふ科クリニック	小 林 真 己	川口市前川 1 - 1 - 1 1 イオンモール川口前川 2 階	平成 25 年 7 月 25 日
医療法人社団 敬寿会 わらび北町病院附属 北町クリニック	医 療 法 人 社 団 敬 寿 会	蕨 市 北 町 2 - 1 - 2 1	平成 25 年 9 月 2 日
やまさき内科クリニック	山 崎 哲 郎	所沢市小手指町 1 - 1 1 - 4 アネックスビル 3 F	平成 25 年 9 月 1 日
越谷おおさと耳鼻科	奈 良 林 修	越 谷 市 大 里 1 9 3 - 1	平成 25 年 9 月 1 日
あやクリニック志木	医 療 法 人 社 団 思 誠 会	志 木 市 中 宗 岡 1 - 1 9 - 5 1	平成 25 年 9 月 1 日
医療法人 悠仁徳会 細谷医院	医 療 法 人 悠 仁 徳 会	入 間 市 野 田 5 5 6 - 1	平成 25 年 5 月 1 日
医療法人社団 ききょう会 伊奈クリニック	医 療 法 人 社 団 き き ょう 会	上 尾 市 瓦 葺 1 9 0 2 - 1	平成 25 年 9 月 1 日
みよし野クリニック	草 野 都	富 士 見 市 ふ じ み 野 西 1 - 2 1 - 5	平成 25 年 8 月 1 日
久保医院	久 保 淳	本 庄 市 栗 崎 1 1 3	平成 25 年 9 月 1 日
ふくろうの診療所	武 井 秀 樹	飯能市落合 2 9 0 - 4 N P O ぬくもり福祉会たんぼぼ内	平成 25 年 9 月 1 日
ハナプラ心療クリニック	吉 富 昭	所沢市小手指町 1 - 2 6 - 1 小手指ハナミズキプラザ 3 F	平成 25 年 9 月 2 日
堀田皮フ科クリニック	医療法人社団 エスペランサ会	草 加 市 谷 塚 1 - 2 1 - 1	平成 25 年 8 月 1 日
上尾市平日夜間及び休日急患診療所	上 尾 市 長	上 尾 市 緑 丘 2 - 1 - 2 7	平成 25 年 7 月 1 日
前田歯科医院	前 田 守 隆	ふ じ み 野 市 上 福 岡 1 - 5 - 2 0	平成 25 年 8 月 1 日
林 歯 科 ク リ ニ ッ ク	林 貞 宏	八潮市古新田 4 8 8 - 1 0 パークコートケンエイ 1 0 2	平成 25 年 8 月 6 日
医療法人 SALVARE 塩原歯科医院	医 療 法 人 S A L V A R E	所沢市小手指町 2 - 1 3 - 7 フェリス小手指 1 0 2	平成 25 年 6 月 1 日
さくらの山歯科クリニック	内 山 恵 美 子	鶴ヶ島市上広谷 2 - 1 0 M R ビル 1 F	平成 25 年 6 月 1 日

仁田歯科医院 本院	佐藤 仁美	春日部市千間 1 - 9 0	平成25年9月1日
まさおかデンタルクリニック	正岡 慎一朗	志木市本町5 - 24 - 7 イーストウッドビル3階	平成25年6月15日
アップル歯科クリニック	服部 正樹	越谷市中町8 - 17 ウィンハイム会田1階	平成25年9月10日
こころデンタルクリニック	梶原 卓馬	人間市南峯 1 9 3 - 1	平成25年9月4日
ドラッグセイムス 熊谷中西薬局	株式会社 富士薬品	熊谷市中西 2 - 9 - 3 6	平成25年8月1日
本町薬局	株式会社 メディカルスリー	志木市本町 6 - 1 8 - 2 6	平成25年8月12日
ドラッグセイムス 蕨塚越薬局	株式会社 富士薬品	蕨市塚越 6 - 5 - 1 2	平成25年9月1日
ドラッグセイムス 星の宮薬局	株式会社 富士薬品	所沢市星の宮 2 - 7 - 2 2	平成25年9月1日
ブレイブ薬局 川口店	株式会社 トリスブレイブ	川口市川口4 - 2 - 4 1 タケノヤハイツ錦町103	平成25年8月12日
げんき薬局	有限会社 シャイニングスピリッツ	春日部市粕壁東 2 - 1 - 3 3	平成25年8月1日
薬局キューピーファーマシー	株式会社 テン・ポイント	春日部市下蛭田 2 6 2 - 1 0	平成25年7月16日
株式会社 飛鳥薬局 不動ヶ岡店	株式会社 飛鳥薬局	加須市岡古井 1 0 7 - 2	平成25年9月1日
あすなる薬局 大越店	株式会社 エフアンドエフ	加須市大越 1 4 4 4 - 1	平成25年9月1日
スギ薬局 東みずほ台店	株式会社 スギ薬局	富士見市東みずほ台 2 - 6 - 4	平成25年9月1日
ほほえみ薬局	株式会社 ファレスト	本庄市本庄1 - 1 - 2 本町ハイツ108号室	平成25年9月1日
北上尾スマイル薬局	株式会社 リバーサル	上尾市上 2 8 0 - 4	平成25年9月1日
アイン薬局 上尾二ツ宮店	株式会社 あさひ調剤	上尾市二ツ宮 9 5 5 - 1	平成25年9月2日
あおぞら訪問看護ステーション狭山	株式会社 ファインケア	狭山市富士見 1 - 2 3 - 1 4	平成25年4月1日

二 指定施術者

氏名	住所	名称	所在地	指定年月日
越 渡 朗		快 進 堂 整 骨 院	足 立 区 西 新 井 栄 町 2 - 2 5 - 1 0	平成 25 年 6 月 19 日
宮 坂 盛		あさか台アロマリーフ整骨院	朝 霞 市 浜 崎 1 - 7 - 2 9 - 2 0 2	平成 25 年 8 月 12 日
及 川 智 之		一 休 堂 整 骨 院	和 光 市 西 大 和 団 地 1 - 7 - 6	平成 25 年 8 月 1 日
鈴 木 邦 弘		げんき堂整骨院 イオン大井	ふじみ野市ふじみ野 1 - 2 - 1 イオン大井 3 F	平成 24 年 9 月 12 日
松 丸 智 明		中 央 在 宅 マ ッ サ ー ジ	さいたま市緑区東浦和 4-2-2 クレセントビル 306	平成 25 年 7 月 1 日

告 示

埼玉県告示第千二百七十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり変更の届出があつた。

平成二十五年九月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千二百七十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条（同法第五十五条において準用する場合を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条（同法第五十五条において準用する場合を含む。）の規定による指定医療機関から、次のとおり廃止の届出があつた。

平成二十五年九月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
みよし野クリニック	富士見市ふじみ野西 1 - 2 1 - 5	平成 25 年 7 月 31 日
正岡歯科医院	志木市本町 5 - 1 7 - 1 ダイエー志木店 4 F	平成 25 年 6 月 14 日
本町薬局	志木市本町 6 - 1 8 - 2 6	平成 25 年 8 月 11 日
つるせ整形外科	人間郡三芳町藤久保 1 9 7 - 2 0	平成 25 年 8 月 14 日
吉川中央訪問看護ステーション	吉川市平沼 1 0 1 - 1 3 カーサ・コンコルディア 1 0 1	平成 25 年 8 月 31 日
上尾市平日夜間及び休日急患診療所	上尾市緑丘 2 - 2 - 2 7	平成 25 年 6 月 30 日
塩原歯科医院	所沢市小手指町 2 - 1 3 - 7 フェリス小手指 1 0 7	平成 25 年 5 月 31 日
薬局キューピーファーマシー	春日部市下蛭田 2 6 2 - 5	平成 25 年 7 月 15 日
ダイアン・いこ皮ふ科クリニック	川口市前川 1 - 1 - 1 1 イオンモール川口キャラ 2 階	平成 25 年 7 月 24 日
堀田皮フ科クリニック	草加市谷塚 1 - 2 1 - 1	平成 25 年 7 月 31 日
医療法人社団ききょう会 伊奈クリニック	北足立郡伊奈町小室 3 7 5 - 2 - 3 0 1	平成 25 年 8 月 31 日
岩瀬歯科医院	桶川市寿 2 - 1 - 3	平成 17 年 2 月 1 日
前田歯科医院	ふじみ野市上福岡 1 - 5 - 2 0	平成 25 年 7 月 31 日
細谷医院	人間市野田 5 5 6 - 1	平成 25 年 4 月 30 日
有限会社だるま薬局	川口市中青木 1 - 5 - 4	平成 25 年 8 月 6 日
有限会社井上一貫堂薬局	比企郡小川町腰越 4 3	平成 25 年 7 月 31 日
宮側薬局	秩父市宮側町 1 5 - 1 0	平成 25 年 6 月 30 日

告 示

埼玉県告示第千三百七十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条（同法第五十五条において準用する場合を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条（同法第五十五条において準用する場合を含む。）の規定による指定医療機関から、次のとおり辞退の届出があつた。

平成二十五年九月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
医 療 法 人 社 団 稻 仁 会 早 稻 田 医 院	三 郷 市 早 稻 田 2 - 1 9 - 1	平 成 2 5 年 1 0 月 1 日

告 示

埼玉県告示第千三百七十九号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により医師を指定したので、身体障害者福祉法施行細則（平成五年埼玉県規則第三十九号）第一条の規定により告示する。

平成二十五年九月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

医師の氏名	指定障害区分	診療科名	医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
山田 博信	肢体不自由	整形外科、リハビリテーション科	山田整形外科医院	ふじみ野市上福岡五―一―二十三	平成二十五年五月二十三日
掛 博憲	視覚障害	眼科	医療法人社団順孝会久喜・あだち眼科	久喜市栗原二―一―十六	平成二十五年九月十九日
早野 雅人	視覚障害	眼科	医療法人社団真優貴会はやの眼科	川口市芝五―十九―二十二	同
伊藤 正臣	視覚障害	眼科	医療法人三愛会三愛会総合病院	三郷市彦成三―七―十七	同
武藤 哲也	視覚障害	眼科	獨協医科大学越谷病院	越谷市南越谷二―一―五十	同
竹内 智一	視覚障害	眼科	医療法人竹内眼科	川口市栄町二―一―二	同
森山 無価	視覚障害	眼科	埼玉県厚生連久喜総合病院	久喜市上早見四百十八―一	同
大木 順子	視覚障害	眼科	大木眼科医院	飯能市柳町八―六 栄屋ビル二階	同

大野 常彰	聴覚障害、平衡機能障害、音声・言語機能障害、そして	耳鼻咽喉科	大野耳鼻咽喉科クリニック	坂戸市八幡二一九一十	同
高橋 秀寿	平衡機能障害、音声・言語機能障害、そして	運動・呼吸器リハビリテーション科	埼玉医科大学国際医療センター	日高市山根千三百九十七一	同
加藤 修一	音声・言語機能障害	神経内科	シャローム鋤柄医院	東松山市松山千四百九十六	同
永井 努	音声・言語機能障害、そして	リハビリテーション科	医療法人敬愛会リハビリテーション天草病院	越谷市平方三百四十三一	同
朱 寧進	肢体不自由	整形外科	医療法人新青会川口工業総合病院	川口市青木一十八一十五	同
緒方 徹	肢体不自由	リハビリテーション科	国立障害者リハビリテーションセンター病院	所沢市並木四一一	同

木村	文彦	肢体不自由	整形外科	埼玉医科大学病院	入間郡毛呂山町毛呂本郷三十 八	同
羽生	亮	肢体不自由	整形外科	越谷市立病院	越谷市東越谷十一四十七一	同
高橋	秀寿	肢体不自由	運動・呼吸器リハビ リテーション科	埼玉医科大学国際医療センタ ー	日高市山根千三百九十七一	同
加藤	修一	肢体不自由	神経内科	シャローム鋤柄医院	東松山市松山千四百九十六	同
飯塚	高浩	肢体不自由	神経内科	学校法人北里研究所北里大学 メディカルセンター	北本市荒井六一百	同
新井	嘉容	肢体不自由	整形外科	埼玉県済生会川口総合病院	川口市西川口五十一一五	同
安部	聡弥	肢体不自由	整形外科	獨協医科大学越谷病院	越谷市南越谷二一一一五十	同
石黒	匡史	肢体不自由	形成外科	医療法人社団愛友会上尾中央 総合病院	上尾市柏座一十一十	同
宮島	玄陽	肢体不自由	整形外科	学校法人北里研究所北里大学 メディカルセンター	北本市荒井六一百	同

折井 久弥	肢体不自由	整形外科	埼玉県済生会川口総合病院	川口市西川口五―十一―五	同
大谷 崇裕	肢体不自由	整形外科	医療法人東征会大谷整形外科 病院	東松山市下野本五百十七	同
篠原 貴明	肢体不自由	整形外科	医療法人一心会蓮田一心会病 院	蓮田市本町三―十七	同
山本 貴信	心臓機能障害	循環器内科	医療法人秀和会秀和総合病院	春日部市谷原新田千二百	同
河野 通	心臓機能障害	内科（循環器）	春日部市立病院	春日部市中央七―二―一	同
大畑 俊裕	心臓機能障害	心臓血管外科、呼吸 器外科	獨協医科大学越谷病院	越谷市南越谷二―一―五十	同
山崎 哲郎	心臓機能障害	内科、循環器科	やまさき内科クリニック	所沢市小手指町一―十一―四 三F	同
新美 紀雄	じん臓機能障害	腎臓内科	埼玉セントラル病院	入間郡三芳町上富二千百七十 七	同
野坂 仁也	じん臓機能障害	腎臓内科	医療法人社団愛友会上尾中央 総合病院	上尾市柏座一―十一―十	同

武井 卓	じん臓機能障害	腎臓内科	埼玉県済生会栗橋病院	久喜市小右衛門七百十四―六	同
山城 弘充	じん臓機能障害	内科	さくら記念病院	富士見市水谷東一―二十八― 一	同
薄葉 孝博	じん臓機能障害	内科、人工透析科	蕨市立病院	蕨市北町二―十二―十八	同
仲村 秀俊	呼吸器機能障害	呼吸器内科	埼玉医科大学病院	入間郡毛呂山町毛呂本郷三十 八	同
杉山 圭作	呼吸器機能障害	内科	社会医療法人財団石心会埼玉 石心会病院	狭山市鶴ノ木一―三十三	同
福島 康次	呼吸器機能障害	呼吸器内科	獨協医科大学越谷病院	越谷市南越谷二―一―五十	同
高畑 太郎	ぼうこう又は直腸 機能障害	外科	医療法人財団聖蹟会埼玉県央 病院	桶川市坂田千七百二十六	同
大野 哲郎	ぼうこう又は直腸 機能障害	外科	医療法人花仁会秩父病院	秩父市和泉町二十	同
横山 利光	ぼうこう又は直腸 機能障害	外科	医療法人社団哺育会白岡中央 総合病院	白岡市小久喜九百三十八―十 二	同

福島 康次

免疫機能障害

呼吸器内科

獨協医科大学越谷病院

越谷市南越谷二―一―五十

同

矢倉 道泰

肝臓機能障害

消化器内科

矢倉内科クリニック

所沢市下安松五十一―四十三

同

告 示

埼玉県告示第千三百八十号

身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）第三条第二項の規定により指定の辞退があつたので、身体障害者福祉法施行細則（平成五年埼玉県規則第三十九号）第一条の規定により告示する。

平成二十五年九月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

医師の氏名	指定障害区分	医療機関の名称	医療機関の所在地	辞退年月日
福島 茂夫	障害、呼吸器機能障害、小腸機能障害	医療法人本庄福島病院	本庄市千代田一―一―十八	平成二十四年七月十六日
西野 力男	肢体不自由	国立障害者リハビリテーションセンター 自立支援局秩父学園	所沢市北原町八百六十	平成二十五年四月一日
桐原 正人	ぼうこう又は直腸機能障害	医療法人新青会川口工業総合病院	川口市青木一―十八―十五	同
新井 幸男	肢体不自由、呼吸器機能障害	新井こどもクリニック	熊谷市上之千七百九十一―一	平成二十五年五月一日
三戸部 扶美	肢体不自由	社会福祉法人恩賜財団済生会支部埼玉県済生会栗橋病院	久喜市小右衛門七百十四―六	平成二十五年六月三十日
三戸部 倫大	じん臓機能障害	社会福祉法人恩賜財団済生会支部埼玉県済生会栗橋病院	久喜市小右衛門七百十四―六	同
井上 洋	肢体不自由	医療法人社団哺育会白岡中央総合病院	白岡市小久喜九百三十八―十二	平成二十五年七月三十一日
赤石 亨	呼吸器機能障害	医療法人新正会間柴医院	飯能市緑町三―四	平成二十五年八月三十一日
伊津野 脩	ぼうこう又は直腸機能障害	医療法人社団哺育会白岡中央総合病院	白岡市小久喜九百三十八―十二	同

告示

埼玉県告示第千二百八十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年九月二十七日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ショッピングセンターニットーモール

埼玉県熊谷市銀座二丁目二百四十五番地

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名

（変更前）三菱UFJ信託銀行株式会社 支配人（不動産管理部）岡松寿治

（変更後）三菱UFJ信託銀行株式会社 代表取締役 若林辰雄

ハ 変更年月日

平成二十五年九月十三日

二 届出年月日

平成二十五年九月十三日

二 縦覧期間

平成二十五年九月二十七日から平成二十六年一月二十七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十五年九月二十七日から平成二十六年一月二十七日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第千三百八十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年九月二十七日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ショッピングセンターニットーモール

埼玉県熊谷市銀座二丁目二百四十五番地

ロ 変更の概要

駐車場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 一一二〇台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 一〇二四台

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前）出入口の数 一〇か所 位置 図面省略

（変更後）出入口の数 八か所 位置 図面省略

八 変更年月日

平成二十六年五月三十一日

二 届出年月日

平成二十五年九月十三日

二 縦覧期間

平成二十五年九月二十七日から平成二十六年一月二十七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十五年九月二十七日から平成二十六年一月二十七日まで

ロ 意見書提出先

告示

埼玉県告示第千三百八十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年九月二十七日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

入間川ショッピングセンター

埼玉県狭山市中央二 一 一

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名

（変更前）株式会社マルエツ 代表取締役 高橋恵三

（変更後）株式会社マルエツ 代表取締役 上田真

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名

（変更前）株式会社マルエツ 代表取締役 高橋恵三

（変更後）株式会社マルエツ 代表取締役 上田真

ハ 変更年月日

平成二十五年四月一日

二 届出年月日

平成二十五年九月十三日

二 縦覧期間

平成二十五年九月二十七日から平成二十六年一月二十七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十五年九月二十七日から平成二十六年一月二十七日まで

ロ 意見書提出先

告 示

埼玉県告示第千三百八十四号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により土地区画整理組合の定款の変更を認可したので、次のとおり公告する。

平成二十五年九月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 組合の名称
ふじみ野市駒林土地区画整理組合
- 二 事業施行期間
平成十二年六月十三日から
平成二十六年三月三十一日まで
- 三 施行地区
埼玉県ふじみ野市駒林元町一丁目、駒林元町二丁目、駒林元町三丁目の全部、駒林元町四丁目、駒西一丁目、駒西二丁目、駒西三丁目、新駒林二丁目の各一部
- 四 事務所所在地
埼玉県ふじみ野市大井中央一丁目一番一号
- 五 設立認可の年月日
平成十二年六月十三日
- 六 事務所所在地を「埼玉県ふじみ野市大井中央一丁目一番一号」から、「埼玉県ふじみ野市福岡一丁目一番七号」と変更する。
- 七 変更認可の年月日
平成二十五年九月二十七日

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第二十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十五年九月二十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年九月二十七日

埼玉県行田県土整備事務所長 大野 康 夫

一 道路の種類 県道

二 路線名 久喜騎西線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>同市常泉字立野 六一四番一地先まで</p>	<p>加須市南小浜字新道添 一一四番地先から</p>	<p>区 間</p>
<p>一一二・二〇〇 四四・〇〇</p>	<p>八・九〇〇 一〇・三〇〇</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>六三五・〇〇</p>		<p>延長 (メートル)</p>
<p>交通安全対策事業</p>		<p>備 考</p>

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第二十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十五年九月二十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年九月二十七日

埼玉県行田県土整備事務所長 大野 康 夫

<p>久喜騎西線</p>	<p>路 線 名</p>
<p>加須市南小浜字新道添 一四番地先から 同市常泉字立野 六一四番一地先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十五年九月二十七日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>交通安全対策事業。 平成二十五年九月二十七日付け 埼玉県行田県土整備事務所長告 示第二十三号で告示した道路区 域の供用開始である。 延長六三五・〇〇メートル。</p>	<p>備 考</p>

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第二十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十五年九月二十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年九月二十七日

埼玉県行田県土整備事務所長 大野 康 夫

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 加須菖蒲線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>同市常泉字立野 五三七番一地先まで</p>	<p>加須市常泉字見竹 四〇番九地先から</p>	<p>区 間</p>
<p>一一・五〇、 四三・六〇</p>	<p>一一・五〇、 二〇・三〇</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>二二七・一〇</p>		<p>延長 (メートル)</p>
<p>交通安全対策事業</p>		<p>備考</p>

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第二十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十五年九月二十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年九月二十七日

埼玉県行田県土整備事務所長 大野 康 夫

<p>加須菖蒲線</p>	<p>路 線 名</p>
<p>加須市常泉字見竹 四〇番九地先から 同市常泉字立野 五三七番一地先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十五年九月二十七日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>交通安全対策事業。 平成二十五年九月二十七日付け 埼玉県行田県土整備事務所長告 示第二十五号で告示した道路区 域の供用開始である。 延長二二七・一〇メートル。</p>	<p>備 考</p>

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百五十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十五年九月二十七日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克 季

一 許可番号

平成二十五年四月二十四日

指令川建セ第二五 一 号

二 検査済証番号

平成二十五年九月二十日

川建セ第二五 七九号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県入間郡越生町大字上野字入二 七九番二、二 八 番一の一部、二 八

番三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県入間郡越生町大字上野二 八 番地三

石川 克也

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百五十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十五年九月二十七日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十五年七月三十一日

指令川建セ第二三 八三二号

二 検査済証番号

平成二十五年九月二十四日

川建セ第二五 八三号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡鳩山町大字赤沼字間ノ山下一五一九番三、一五一九番一、一五

一九番一、一五一九番一二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡嵐山町大字菅谷三番地九

菱沼有二

告 示

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第三十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十六条の二第一項の規定により
認定したので、次のとおり公告する。

平成二十五年九月二十七日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 平 井 登喜雄

認定番号	第一号
認定年月日	平成二十五年九月十二日
対象区域	埼玉県八里郡寄居町大字ニヶ山字向田二百六十八番 一外百五十九筆
公告に係る対象区域等 を縦覧に供 する場所	埼玉県熊谷建築安全センター内

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千百二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十五年九月二十七日

埼玉県越谷建築安全センター所長 寺 内 盛 幸

一 許可番号

平成二十五年九月十九日

指令越建セ第二五〇〇〇五一号

二 検査済証番号

平成二十五年九月十九日

越建セ第二九三―一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町大字須賀字下堤外千七百六十九番九、千七百七十番十三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県久喜市吉羽一丁目二十八番地六 ジェラールTAKI・II一〇二

渡邊 真也

告 示

埼玉県公営企業告示第十四号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり
一般競争入札に付する。

平成二十五年九月二十七日

埼玉県公営企業管理者 松 岡 進

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

ガスクロマトグラフ質量分析装置等分析機器 6 台の賃貸借 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成26年 1 月 1 日（水）から平成30年12月31日（月）まで（60月）

ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 納入場所

埼玉県大久保浄水場及び埼玉県庄和浄水場

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成24年埼玉県告示第1086号）に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送する場合の提出場所、入札説明書及び仕様書の交付についての問合せ先

〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目14番21号

埼玉県企業局水道管理課 水質担当 高橋 電話048-830-7094 (直通)

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「発注情報等の閲覧」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

3 (1)に定める機関に連絡すること。

- (3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成25年11月8日(金)午後1時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送する場合

(ただし、「埼玉県電子入札共同システム」未登録者に限る)

競争入札参加資格の確認を得た日から平成25年11月7日(木)午後5時まで

なお、書留郵便又は簡易書留によること(持参不可)

- (4) 開札の場所及び日時

埼玉県企業局水道管理課 平成25年11月8日(金)午後2時00分

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県公営企業財務規程(昭和39年埼玉県公営企業管理規定第5号。以下「財務規程」という。)第123条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第110条第2項の規定に該当する場

合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成25年10月25日（金）午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送（書留郵便又は簡易書留）する。

（ただし、「埼玉県電子入札共同システム」未登録者に限る。また、持参不可）

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規程第127条又は埼玉県公営企業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年埼玉県公営企業管理規定第13号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規程第124条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成25年10月21日（月）までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））へ提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature of Services Required:

- a) Lease for two sets of Gas Chromatograph Mass Spectrometers
- b) Lease for two sets of Induction Coupled Plasma Mass Spectrometers
- c) Lease for two sets of Ion Chromatograph Systems

(2) Delivery places:

a) Okubo Water Filtration Plant

One set of Gas Chromatograph Mass Spectrometer

One set of Induction Coupled Plasma Mass Spectrometer

One set of Ion Chromatograph System

b) Showa Water Filtration Plant

One set of Gas Chromatograph Mass Spectrometer

One set of Induction Coupled Plasma Mass Spectrometer

One set of Ion Chromatograph System

(3) Deadline for submission of application forms and relevant documents for bidding qualification:

By the electronic bidding system: 5:00 p.m. , October 25, 2013

(Bidding by registered mail must be received by 5:00 p.m. , October 25, 2013)

(4) Deadline for bids:

By the electronic bidding system: 1:00 p.m. , November 8, 2013

(Bidding by registered mail must be received by 5:00 p.m. , November 7, 2013)

(5) Other Information

Details are specified in the “Bidding Instructions” (Japanese only).

(6) Contact information:

Waterworks Management Division

Public Enterprise Bureau

Saitama Prefectural Government

Takasago 3-14-21, Urawa-ku,

Saitama-shi, Saitama-ken 330-0063

Japan

Telephone: 048-830-7094 (Japanese only)

告 示

埼玉県病院事業告示第八十四号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年九月二十七日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

1 購入等件名及び数量

生化学自動分析装置賃貸借及び生化学自動分析装置用検査試薬の調達

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 埼玉県立循環器・呼吸器病センター事務局用度担当

埼玉県熊谷市板井 1696

(2) 埼玉県立がんセンター事務局用度担当

埼玉県北足立郡伊奈町大字小室 818

(3) 埼玉県立小児医療センター事務局用度担当

埼玉県さいたま市岩槻区馬込2100

3 落札者を決定した日

平成 25 年 8 月 6 日

4 落札者の氏名及び住所

アルフレッサ株式会社

東京都千代田区内神田 1 丁目 12 番 1 号

5 落札金額

2,853,349 円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成 25 年 6 月 21 日

告 示

埼玉県病院事業告示第八十五号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年九月二十七日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

1 購入等件名及び数量

自動血球分析装置賃貸借及び自動血球分析装置用検査試薬の調達

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1)埼玉県立循環器・呼吸器病センター事務局用度担当

埼玉県熊谷市板井 1696

(2)埼玉県立がんセンター事務局用度担当

埼玉県北足立郡伊奈町大字小室 818

(3)埼玉県立小児医療センター事務局用度担当

埼玉県さいたま市岩槻区馬込2100

3 落札者を決定した日

平成 25 年 8 月 6 日

4 落札者の氏名及び住所

アルフレッサ株式会社

東京都千代田区内神田 1 丁目 12 番 1 号

5 落札金額

3,807,549 円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成 25 年 6 月 21 日

告 示

埼玉県病院事業告示第八十六号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年九月二十七日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

- 1 購入等件名及び数量
生理検査・検査総合受付システム 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県立がんセンター 事務局用度担当
埼玉県北足立郡伊奈町大字小室 818
- 3 落札者を決定した日
平成 25 年 8 月 8 日
- 4 落札者の氏名及び住所
日本電気株式会社
東京都港区芝 5 丁目 7 番 1 号
- 5 落札金額
93,240,000 円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成 25 年 6 月 25 日

告 示

埼玉県病院事業告示第八十七号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年九月二十七日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

- 1 購入等件名及び数量
3T MRI 装置 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県立循環器・呼吸器病センター事務局用度担当
埼玉県熊谷市板井 1696
- 3 落札者を決定した日
平成 25 年 8 月 8 日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社ウイン・インターナショナル
東京都台東区台東 4 丁目 24 番 8 号
- 5 落札金額
214,462,500 円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成 25 年 6 月 25 日

告 示

埼玉県病院事業告示第八十八号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年九月二十七日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

- 1 購入等件名及び数量
診療材料キャビネット 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県病院局経営管理課 入札担当
埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目 13 番 3 号
- 3 落札者を決定した日
平成 25 年 8 月 27 日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社イノメディックス
東京都文京区小石川四丁目 17 番 15 号
- 5 落札金額
29,295,000 円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成 25 年 7 月 12 日

告 示

埼玉県病院事業告示第八十九号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年九月二十七日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

- 1 購入等件名及び数量
内視鏡手術統合管理システム（その2） 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県病院局経営管理課 入札担当
埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目13番3号
- 3 落札者を決定した日
平成25年9月13日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社栗原医療器械店
群馬県太田市清原町4番地の6
- 5 落札金額
240,450,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成25年8月2日

告 示

埼玉県病院事業告示第九十号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年九月二十七日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

- 1 購入等件名及び数量
医療情報システム機器 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県立がんセンター事務局 医事・経営担当
埼玉県北足立郡伊奈町大字小室 818
- 3 落札者を決定した日
平成 25 年 9 月 20 日
- 4 落札者の氏名及び住所
日本電気株式会社
東京都港区芝 5 丁目 7 番 1 号
- 5 落札金額
78,540,000 円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成 25 年 8 月 9 日

告 示

埼玉県病院事業告示第九十一号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年九月二十七日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

- 1 購入等件名及び数量
X線撮影システム 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県立小児医療センター事務局用度担当
埼玉県さいたま市岩槻区馬込 2100
- 3 落札者を決定した日
平成 25 年 9 月 20 日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社日立メディコ
東京都千代田区外神田 4 丁目 14 番 1 号
- 5 落札金額
51,345,000 円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成 25 年 8 月 9 日

告 示

埼玉県選管告示第九十七号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号（地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）及び農業委員会等に関する法律施行令（昭和二十六年政令第七十八号）において準用する場合並びに最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和二十三年政令第二百二十二号）において例による場合を含む。）の規定による不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

平成二十五年九月二十七日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝 瀬 副 次

種 別	施設の開設主体及び名称	所 在 地
老人ホーム	株式会社 センチュリーライフ 介護付有料老人ホーム センチュリーシティ北浦和	埼玉県さいたま市浦和区領家六丁目三番十四号
病 院	医療法人 三慶会 介護老人保健施設 びわの葉	埼玉県さいたま市西区大字宝来千三百四十八番地一
病 院	医療法人社団 葵会 介護老人保健施設 葵の園・熊谷	埼玉県熊谷市善ヶ島千三百二十四番地一
老人ホーム	社会福祉法人 桐和会 特別養護老人ホーム 越谷さくらの杜	埼玉県越谷市新川町二丁目二百四十七番地
老人ホーム	社会福祉法人 光彩会 特別養護老人ホーム みちみち伊奈中央	埼玉県北足立郡伊奈町大字小室九千五百四十四番地三
病 院	医療法人社団 協友会 介護老人保健施設 ハートケア東大宮	埼玉県さいたま市見沼区大字風渡野四十五番地